

実際の飲酒事故から学んだ飲酒運転防止好事例

【厳正な点呼の実施】

- 出庫時・帰庫時は対面点呼を確実に実施する。
- 酒気帯びの有無について運転者が申告しやすい環境づくりに努める。
- アルコール検知器による確認を徹底する。
- 遠隔地においても、アルコール検知器の測定結果がリアルタイムで送信され、管理者が直接確認できるシステムの導入を図る。
- アルコール検知器の使用の有無や酒気帯びの有無を点呼簿に記録する。
- 点呼の執行体制を強化する。

【飲酒状況等の実態把握】

- 管理者による個別面談や運転者からの申し出、健康診断結果等により、運転者の飲酒実態を把握する。
- 運転者の雇用時に飲酒傾向を確認する。
- フェリーを利用する事業者においては、抜き打ちによるフェリー乗船時の運転者の状況確認をする。

【社内処分の強化】

- 酒気帯びが確認された運転者に対しては「乗務禁止」を命じる。
- 帰庫時に酒気帯びが確認された場合には厳正な処分を行う。
- 飲酒運転に対する懲戒規定の制定や見直しを行い、社内処分を強化する。
(懲戒規定例)
(解雇)

第〇条 従業員が次の各号の一つに該当するときは、諭旨解雇または懲戒解雇とする。

1. 飲酒運転または麻薬等服用運転をしたとき。(以下、略)

【従業員への指導・啓発】

- 飲酒運転防止教育を積極的に推進する。
 - ・飲酒運転に対する罰則・処分
 - ・飲酒が運転に及ぼす影響
- 勤務時間前の飲酒禁止等の遵守事項を徹底する。
- 労働組合、従業員との協力体制を強化する。

【家庭への啓発・広報】

- 飲酒習慣の改善や節酒等に対する協力を手紙等により家族に要請する。



関東圏における自動車事故防止対策検討会

関東トラック協会

- (一社) 茨城県トラック協会 (一社) 栃木県トラック協会
(一社) 群馬県トラック協会 (一社) 埼玉県トラック協会
(一社) 千葉県トラック協会 (一社) 東京都トラック協会
(一社) 神奈川県トラック協会 (一社) 山梨県トラック協会

関東運輸局
自動車技術安全部